

国立大学法人東京農工大学学生生活委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学生生活委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学生生活委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第3号</p> <p>第1条～第2条 省略 (組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 教育担当副学長</p> <p>二 教育研究評議会から選出された副部局長 1人</p> <p>三 工学府・工学部及び農学府・農学部学生生活委員会委員長および副委員長</p> <p>四 生物システム応用科学府学務委員会副委員長</p> <p>五 就職支援小委員会委員長</p> <p>六 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>七 <u>技術経営研究科から選出された教員 1人</u></p> <p>八 保健管理センター所長 1人</p> <p>九 総括チームリーダー (学生担当)</p> <p>十 学生支援チームリーダー</p> <p>十一 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第6号、第7号まで及び第11号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 就職支援小委員会</p> <p>二 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 小委員会の委員長は委員会が選出する。</p>	<p>第1条～第2条 省略 (現行どおり) (組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 教育担当副学長</p> <p>二 教育研究評議会から選出された副部局長 1人</p> <p>三 工学府・工学部及び農学府・農学部学生生活委員会委員長および副委員長</p> <p>四 生物システム応用科学府学務委員会副委員長</p> <p>五 就職支援小委員会委員長</p> <p>六 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>七 <u>削除</u></p> <p>八 保健管理センター所長 1人</p> <p>九 総括チームリーダー (学生担当)</p> <p>十 学生支援チームリーダー</p> <p>十一 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第6号、第7号まで及び第11号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第7条 省略 (現行どおり)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 省略 (現行どおり)</p>	

- 3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。前項に定めるもののほか、小委員会について必要な事項は、別に定める。
- 4 小委員会委員の任期は委員会が別に定める。

第9条～第11条 省略

附 則 省略

別表

小委員会名称	委員 構 成	所掌事項
就職支援小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工学府・工学部および農学府・農学部の就職支援委員会委員長及び副委員長</li> <li>・第3条第1項第4号の委員</li> <li>・同項第6号の委員</li> <li>・同項第7号の委員</li> <li>・同項第9号の委員</li> <li>・同項第10号の委員</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職の支援に関すること</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

第9条～第11条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表

作業部会名称	委員 構 成	所掌事項
就職支援小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工学府・工学部および農学府・農学部の就職支援委員会委員長及び副委員長</li> <li>・第3条第1項第4号の委員</li> <li>・同項第6号の委員</li> <li>・<u>同項第7号の委員</u> (削る)</li> <li>・同項第9号の委員</li> <li>・同項第10号の委員</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職の支援に関すること</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

附 則（23細則第3号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。